様式第二号（第九条関係）

（裏）

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うものであつて、その関係条文は次のとおりである。

（報告の徴収及び立入検査）

第四十四条　都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、そのその管理者からその他設備、診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

（報告等）

第五十四条　都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣）又は都道府県知事（医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは管理若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

（介護機関の指定等）

第五十四条の二　（略）

２～４　（略）

５　第四十九条の二第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の規定の指定介護予防・日常生活支援事業者について準用する。この場合において、同項中「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなされた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護予防・日常生活支援事業者を含む。）について準用する。この場合において、同